

新潟県条例第58号

新潟県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

新潟県国民健康保険調整交付金条例（平成17年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県調整交付金の額) 第3条 基準交付金の総額は、法第72条の2第2項の規定により算出される県調整交付金の総額（以下「県調整交付金の総額」という。）の <u>9分の8</u> に相当する額とする。 2 支援交付金の総額は、県調整交付金の総額の <u>9分の1</u> に相当する額とする。 3 (略)	(県調整交付金の額) 第3条 基準交付金の総額は、法第72条の2第2項の規定により算出される県調整交付金の総額（以下「県調整交付金の総額」という。）の <u>7分の6</u> に相当する額とする。 2 支援交付金の総額は、県調整交付金の総額の <u>7分の1</u> に相当する額とする。 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年度分の新潟県国民健康保険調整交付金条例第1条の県調整交付金から適用する。